

**国民健康保険  
70歳未満の高額療養費の  
支給方法が一部変更**

4月1日から70歳未満の被保険者が入院したときの医療機関窓口での支払いは、「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額までとなります。 「限度額適用認定証」の交付を希望されるときは、申請の手続きに住民課までお越しください。

**主な変更事項**

☆自己負担限度額は、所得区分によって異なります。  
☆被保険者の所得が確認できない場合は、上位所得者と判定することがあります。  
☆保険税の滞納があるときは、原則として「限度額適用認定証」の交付ができません。

**持参物**

・国民健康保険証

**自己負担限度額（月額）**

所得区分	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円+（医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	44,400円
上位所得者※1	150,000円+（医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%）	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが600万円を超

**住居表示事業説明会**

今年度から実施される住居表示事業の住民説明会を開催します。

これは、多くの住民の方に住居表示についての内容をご理解いただき、また、様々な方の貴重なご意見やご要望を賜り、今後の事業の参考とさせていただきます。ぜひ、ご参加ください。なお、事業実施前には各地区でも、説明会を行う予定です。

**と き**  
・第1回目 4月26日(木) 19:00~  
・第2回目 4月28日(土) 14:00~  
**ところ**  
町民会館 中研修室  
※第1、2回目とも内容は同じです。  
**問合せ先** 地域振興課  
TEL820-5602

※2 過去12カ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合は、4回目以降の限度額を超えた分が支給されません。

・印鑑（認印）

**問合せ先**  
住民課 TEL820-5604

**療養援護金額の変更**

重度障害者、乳幼児、ひとり親家庭のいずれかの医療費受給者証をお持ちの方で15日以上継続して入院し、かつ食事に関する標準負担額を支払われている場合、申請により療養援護金額

申請に必要な書類  
・医療費受給者証  
・入院期間および食事療養の自己負担額が確認できる書類（領収書など）  
・口座番号の分かるもの（郵便局は不可）  
・印鑑（認印）

療養援護金は、現在月額1万円を支給していますが、平成19年4月入院分からは月額5千円に変更されます。なお、平成19年3月入院分までのものであっても、4月27日(金)までに申請がな

いものについては、5千円の支給になりますのでご注意ください。  
詳しくは、福祉課までお問い合わせください。  
**問合せ先**  
福祉課 TEL820-5605

**対象者**

①身体障害者手帳（1級・2級）の所持者  
②療育手帳（A・A）の所持者  
③精神障害者保健福祉手帳（1級）の所持者  
**手続き方法**  
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を福祉課にご持参ください。

※平成18年度分の利用券（青色）は、平成19年4月1日以降は使用できませんので、福祉課にご返

還ください。

**問合せ先**

福祉課 TEL820-5605

**広島県環境保健協会表彰**

2月8日(木)に佐伯区民文化センターで開催された、平成18年度広島県公衆衛生大会において、長年にわたり、地域の公衆衛生の推進・向上に貢献されている塚田一男さん(石神)が広



↑表彰された塚田さん

島県環境保健協会より表彰されました。

**問合せ先**

熊野町公衆衛生推進協議会  
(生活環境課内)  
TEL820-5606

**ごみの正しい出し方  
(資源ごみ)**

- ・新聞紙と広告チラシは別々に分けましょう。
- ・紙類、衣類は雨の降らない日に出しましょう。
- ・紙類は、新聞紙、広告チラシ類、本・雑誌、ダンボール、厚紙、牛乳パックに分類し十字にひもで縛って出しましょう。

最近、新聞や広告チラシにビニールやセロファンが混入が増え、そのための分別作業が新たな負担になっています。

廃プラスチック・空き缶・空きびん等には絶対に汚れたもの、中身の入っているものは出さず、ペットボトルは、キャップやふたを取って出しましょう。

(生活環境課)

**敷金返還トラブル**



**相談内容**

3年住んだ賃貸アパートを退去するとき、不動産会社から「ハウスクリーニング代と畳表・襖・クロスの張り替え費用として、15万円を敷金から差し引く」と言われた。部屋はきれいに使用していたし、掃除はきちんととして出たのに、敷金がほとんど返ってこないのは納得できない。

**アドバイス**

借家を退去する時、借主には建物の原状回復義務がありますが、これは入居した当時の状態に戻すという意味ではありません。国土交通省が示している「原状回復をめぐるガイドライン」によると、経過年数や通常の使用による傷や汚れなどの修繕費はすでに家賃に含まれており、借主の故意や不注意によって生じ

た傷や汚れについてののみ、借主に原状回復義務が発生するとされています。たとえば、日焼けによる畳・クロスの変色やテレビ・冷蔵庫の後部の黒ずみなどの修繕費や、次の入居者を確保するためのハウスクリーニングやリフォームなどは、貸主が負担することになります。

相談者には、「ガイドライン」をもとに貸主と交渉するよう助言し、話し合いで解決できない場合は、少額訴訟制度を利用する方法もあることを説明しました。  
トラブルを防止するためには、入居及び退去する時、貸主立会いで傷や汚れがないか部屋の状態を確認し、写真などを撮り、話し合いの結果を記録に残しておきましょう。契約書の内容をよく確認し、退去時の費用負担などを定めた特約条項にも注意しましょう。  
(生活環境課)

**広報「くまの」・熊野町ホームページ 広告掲載募集!!**

広告掲載料金には、割引があります。(但し、1回の申込で3月分以上の申込が条件。)

月数	割引率
3月以上6月未満	5%
6月以上9月未満	10%
9月以上12月未満	20%
12月	30%

詳しくは、総務課 TEL820-5601

本買います

誠実に評価のうえ、買い入れいたします。気軽にご相談ください。  
※古本買取やマンガなど分野によってはお断りさせていただく場合がございます。

**神鳥書店**  
http://www.kandori-shoten.com  
〒731-4214熊野町中溝3615 tel:082-855-1711 fax:082-854-8707  
営業時間・朝10時-夜7時 定休日・月曜 駐車場・3台



**熊野町の火災と救急**

火災件数3件 死傷者1人  
救急件数59件 搬送人員56人  
—平成19年2月中—

火災と救急の通報は**119番** その他消防の問合せ・相談は、  
**安芸消防署熊野出張所 TEL854-1103**

